

議案第 25 号

北名古屋市地域包括支援センター運営協議会条例の制定について

北名古屋市地域包括支援センター運営協議会条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 25 年 2 月 25 日

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき執行機関の附属機関として北名古屋市地域包括支援センター運営協議会を設置するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市地域包括支援センター運営協議会条例

(設置)

第1条 北名古屋市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営及び公正・中立性の確保並びに地域密着型サービス運営委員会としての役割を果たすため、北名古屋市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置等に関する事項の承認に関すること。
- (2) センターの運営に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 地域包括ケアに関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの公正・中立性を確保する事項に関すること。

2 協議会は、地域密着型サービス運営委員会を兼ね、前項の他に、次に掲げる地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス」という。）に関する事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関し、市長に対して意見を述べること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し、市長に対して意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域密着型サービスの適正な運営を確保する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師会代表者
- (2) 歯科医師会代表者
- (3) 薬剤師会代表者
- (4) 介護サービス及び介護予防サービス事業者

- (5) 介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）
- (6) 民生委員代表者
- (7) 社会福祉協議会代表者
- (8) 学識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

（雑則）

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。